

2 教義第 94 号
令和 2 年 (2020 年) 4 月 17 日

市町村 (学校組合) 教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」による
市町村 (学校組合) 立学校の一斉休業の要請について (通知)

このことについて、別添のとおり令和 2 年 4 月 17 日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」が決定されました。これを受け、県立学校においては、別紙通知のとおり一斉休業を実施しますので御承知いただくとともに、貴教育委員会においても、適切に御対応いただくようお願いします。

なお、休業の実施に当たっては、4 月 17 日付け文部科学事務次官通知『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について (2 文科初第 137 号) が発出されておりますので、遺漏のないようお願いします。

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係
(課長) 桂本和弘 (担当) 三ツ井邦仁、早川孝一
電 話 026-235-7426 (直通)
F A X 026-235-7494
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp

2 教政第 19 号
2 教高第 86 号
2 教特第 37 号
2 教学第 63 号
2 教保第 38 号
2 教ス第 26 号

令和 2 年（2020 年）4 月 17 日

県立学校長 様

教 育 長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」に基づく
県立学校の一斉休業について（通知）

このことについて、別紙のとおり県立学校を一斉休業することとしましたので、遺漏のないよう
お願いします。

教育政策課総務係 （課長）早川恵利 （担当）井澤克行 電 話 026-232-0111（代表）内線 4313 026-235-7421（直通） ファクシム 026-235-7487 E-mail kyoiku-somu@pref.nagano.lg.jp	高校教育課管理係 （課長）井村敏明 （担当）服部靖之 電話 026-235-7430（直通） 026-232-0111（代表）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp
特別支援教育課指導係 （課長）坪井俊文 （担当）浦野憲一郎 電話 026-235-7456（直通） 026-232-0111（代表）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp	学びの改革支援課高校教育指導係、義務教育指導係 （課長）曾根原好彦（担当）北澤 潔 小池徳男 電話 026-235-7434（直通） FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444（直通） 026-232-0111（代表）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 （課長）北島隆英 （担当）小林秀樹 電話 026-235-7448（直通） 026-232-0111（代表）内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」 に基づく県立学校の一斉休業について

令和2年4月17日
長野県教育委員会

4月16日、国から全国を対象に緊急事態宣言が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部において、4月17日、別添資料のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」が決定されました。これに基づき県立学校を一斉休業します。

1 休業期間

4月18日(土)から5月6日(水)まで、一斉休業とする。

2 休業期間中の学校の対応について

(1) 学習指導に関すること

休業により、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、以下の例を参考に必要な措置を講じるとともに、休業中の学習について児童生徒及び保護者に対する助言を行う。

- ・児童生徒の実態を踏まえ、教科書に基づく家庭学習を課す。
- ・教科書と併用できる適切な教材や授業動画などを提供する。
- ・文部科学省「子供の学び応援サイト」等のWEB情報の活用を促す。 等

(2) 生活指導に関すること

児童生徒に対しては、外出の自粛を徹底するよう指導するとともに、毎日の検温など体調管理を徹底する。

また、自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、体調の悪いときや家族も含めて感染者や濃厚接触者となった場合には速やかに学校へ連絡するよう徹底する。

なお、特に配慮を要する場合は、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、電話連絡や家庭訪問をするなど、児童生徒の心のケア等に十分配慮する。

(3) 児童生徒の登校について

やむを得ず児童生徒を登校させる場合にあっては、感染拡大防止のための措置をさらに徹底する。

(注) 特別支援学校の児童生徒について、障がいがあることにより家庭において1人で過ごすことが難しい場合等にあっては、学校で受け入れる。

(4) 部活動について

休業中には、部活動は一切行わない。

3 教職員の勤務体制について

児童生徒の指導・支援の業務体制を確保した上で、在宅勤務等を積極的に活用し、感染拡大防止を図る。

4 非常勤講師等による業務体制の構築及び確保

学校の実情に応じ、非常勤講師等の業務として、休業中の児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらうなどの業務体制を構築し、非常勤講師等の働く場の確保を図る。

5 児童生徒及び保護者への説明

休業の趣旨及び休業期間中における学校の対応、休業後における教育活動のあり方等について児童生徒及び保護者に対して丁寧な説明を行い理解を求める。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 長野県の緊急事態措置等

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本県では、4月7日に7都府県を対象区域とする緊急事態宣言が発令されたことを受けて、感染対策強化期間を設け、また、長野・松本両圏域に新型コロナウイルス警戒宣言を発令するなど感染防止に全力を挙げて取り組んでまいりました。

我が国における新型コロナウイルス感染症への対処の全般的方針は

- ・各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する
- ・重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす
- ・社会・経済機能への影響を最小限にとどめる

ことであり、今般、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、全ての都道府県が一体となり改めて対策を強化することが求められています。

特に本県では、感染拡大地域からの人の移動によって感染拡大の傾向が続いており、今後、大型連休において本県への人の移動が起これば、地域内でのまん延が急速に進み、医療が機能不全に陥るおそれがあります。こうした「人の移動による感染拡大」は、本県のみならず、全国的な感染拡大を防ぐ観点から直面する大きなリスクであり、これに対して十分な対策を講じることが、今最も求められているところです。

このことを踏まえ、これまでの取組に加え、本県が緊急事態宣言の対象区域とされている5月6日までの間、次の取組の強化を実施又は要請いたします。

県民・事業者の皆様には、感染拡大地域との往来を自粛することや、人との接触機会を極力減らすこと、医療機関での感染を防ぐこと、感染リスクが高い場所への出入りを避けることなど、これまでも「感染対策強化期間」や「新型コロナウイルス警戒宣言」に伴って様々なお願いをしてまいりました。これらに加えて、さらに厳しいお願いをすることとなりますが、自らの身を守る、そして、大切な方の命を守るため、何卒ご理解とご協力をお願いします。

県民一丸となって、この難局を乗り越えていきましょう。

1 県民の皆様へ（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項）

〔徹底した外出自粛の要請〕

- 人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請します。

「家にいる」ことが、大切なご家族やご自身の健康を守る最善の選択肢です。また、ご家族の健康管理にも留意してください。

（生活の維持に必要な場合
医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

〔県域をまたいだ移動自粛の要請〕

- 県域をまたいで移動することは、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。

また、県外にお住まいの皆様におかれましても、不要不急の帰省や旅行など、県外から本県へお越しになることは絶対に避けてください。

なお、これまで行ってきた感染防止のための様々なお願いについても、引き続き徹底をしてください。

2 事業者の皆様へ

〔指定公共機関等の事業継続の依頼〕

- 指定公共機関、指定地方公共機関その他の社会生活の維持のため必要な事業者（インフラ、生活必需物資の供給、金融、物流・運送等）は、まん延期においても業務継続計画（BCP）に基づき事業が継続できるよう、感染防止策の徹底を図ってください。

〔一般の事業所における感染防止策の徹底等の依頼〕

- 職場への通勤は外出自粛等の要請から除かれますが、上記以外の事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より大幅に少なくなるよう努めてください。

また、職場における人の密度を下げ、手洗いの励行、マスクの着用、定期的な換気など感染防止策を徹底してください。

〔飲食店やスーパーマーケットにおける感染防止策の徹底等の依頼〕

- 飲食店においては、お客様の間隔を空けるなど感染防止策を強化するとともに、宅配やテイクアウトの導入を積極的に検討してください。

また、スーパーマーケットなど不特定の方が利用する店舗においては、レジで並ぶ場合に距離をとるなど、感染防止に配慮をお願いします。

〔施設の使用制限の検討〕

- 施設の使用制限等については、感染拡大防止の効果や県民生活及び県内経済に対する影響を十分考慮した上、今後、国と協議して検討します。

3 県としての取組

〔学校の休業等〕

- 県立学校については、全校一斉休業とします。なお、やむを得ず児童生徒を登校させる場合にあつては、感染拡大防止のための措置をさらに徹底します。
市町村に対しても同様の措置をとるよう要請します。

〔県有施設等の休止〕

- 県外等から利用者呼び込むおそれがあることから、社会生活を維持するための施設を除き、不特定多数の方が利用する県有施設は、休止します。市町村に対しても、宿泊施設、道の駅、キャンプ場、美術館など誘客のための施設は休止を含めて検討するよう要請します。

〔医療提供体制や検査体制の強化〕

- 初期診断から検体採取までを一貫して行う場を地域ごとに早急に設置するなど、医療提供体制や検査体制を迅速に強化します。

〔県の業務体制の改革〕

- 県庁は、「新型コロナウイルス感染症対策」や「県民の生命・財産への影響が大きい業務」の執行体制を確実に確保した上で、これ以外の業務については、各所属の執務室における従事職員数を通常時の概ね5割減とします。

4 その他

〔適切な購買活動についての依頼〕

- 物流や交通機関が全面的にストップすることはありませんので、日用品の買い占めなどは行わないでください。

〔人権への配慮についての依頼〕

- 患者・感染者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。